観音寺市新学校給食センター 整備運営事業

実施方針

令和 4 年 11 月 28 日 観音寺市 香川県観音寺市(以下「市」という。)は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政 資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「観音寺市新学校給食センター整備運営事業」(以下「本事 業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律 第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 25 年 9 月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。)、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

一目 次一

第1	特定事業の選定に関する事項	. 1
1	事業内容に関する事項	. 1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	. 6
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	. 7
1	事業者選定に関する基本的事項	. 7
2	事業者の募集及び選定の手順	. 7
3	応募者の備えるべき参加資格要件	10
4	審査及び選定に関する事項	14
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1	責任分担に関する基本的な考え方	16
2	予想されるリスクと責任分担	16
3	市による事業の実施状況の監視(市のモニタリング)	16
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1	立地条件	21
2	施設要件	21
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	22
4	金融機関と市の協議(直接協定)	22
5	その他	22
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1	議会の議決	23
2	応募に伴う費用負担	23
3	実施方針に関する問合せ先	23

第1 特定事業の選定に関する事項

- 1 事業内容に関する事項
- (1) 事業名

観音寺市新学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

観音寺市長 佐伯 明浩

(3) 事業の目的

市では、4つの学校給食施設(学校給食センター2施設及び単独調理場2施設)で、市内の幼稚園2園、こども園1園、小学校10校、中学校5校に全体で1日当たり約5,000食の学校給食を提供している。

観音寺学校給食センター以外の施設は、開設後30年以上が経過しており、施設設備の老朽化が進んでいる。観音寺学校給食センターは、開設後約20年経過と比較的新しい施設だが、他の施設と同様に配管等の施設設備や厨房設備の更新が必要な状態である。

また、いずれの施設も学校給食衛生管理基準(平成21年4月施行)が示される以前に建築されていることから、最新の衛生管理基準に準拠するとともに、より安全な食物アレルギーの対応を図るため、学校給食施設の整備が喫緊の課題となっている。

そのため、市は、これらの学校給食施設の統合を含む新学校給食センター(以下「本件施設」という。)を整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(4) 本事業の基本理念

本事業は、新たに本件施設(1日当たり5,000食の供給能力)を整備し、その事業期間内において、施設の維持管理及び運営を行うものである。

既存学校給食施設の老朽化等と新しい学校給食衛生管理基準への対応及び効率的な事業運営を実施するため、将来の園児・児童・生徒(以下、園児・児童・生徒を合わせて「児童等」という。)数の減少や、安全・安心な学校給食を継続的に提供するための施設整備など様々な観点から検討し、令和2年2月に「(仮称)新観音寺市学校給食センター整備に関する基本方針」を策定し、基本理念を以下のとおり定めた。

~ 基本理念 ~

学校給食センターは、安全性と栄養価において、高水準の給食を各学校に均等に提供することが基本的な使命であり、「安全・安心でおいしい給食づくり」を確実に遂行する。

(5) 本事業の基本方針

基本方針は、市内すべての学校給食施設を統合し、本件施設の整備を推進するため、基本理念を確実に遂行することを目標として以下のとおり定めた。

ア 安全・安心な学校給食を安定供給できる施設

・HACCP (危害分析及び重要管理点) の概念を取り入れ、文部科学省の「学校給食衛生管理基

準」をはじめ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図るものとする。

- ・ドライシステムを基本とし、作業内容に応じた作業室の区分をするとともに、学校給食施 設の区分に基づく汚染作業区域と非汚染作業区域の区分を明確化するものとする。
- ・異物混入のリスクを下げるため、金属探知機等の導入を図り、安全な給食の提供に努める ものとする。
- ・老朽化による施設、設備の不具合への対応が容易で、安定稼働が図れる施設とする。

イ 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設

- ・より豊かでおいしい給食を安定供給するため、多様な調理方法に対応できる設備や作業の 効率化のための設備の充実を図るものとする。
- ・給食が調理後2時間以内に確実に喫食されることを考慮し、配送などが安全かつ円滑に行 えるよう体制を整えるとともに、喫食時に適温で提供できるよう配慮するものとする。

ウ 安全にアレルギー対応給食が提供できる施設

- ・食物アレルギー等の児童等に対して、除去食及び代替食を調理する「アレルギー食対応調 理室」を整備するものとする。
- ・「観音寺市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、保護者、学校、栄養教諭、 調理員が連携のもと、より安全に児童等に対応給食を提供するものとする。

エ 食育に関する情報を発信できる施設

- ・調理の状況などが見学できる見学通路や児童等の食に関する教育・学習、保護者を対象と した研修等、学びのスペースを整備するものとする。
- ・ 地産地消の推進、季節ごとに行事食や郷土料理を献立に取り入れ、給食だよりを通じた情報発信にも努めるものとする。

オ 効率的で経済的な調理環境の施設

- ・供給食数や献立に応じた作業空間と機能性があり、経済性・効率性にも配慮した施設を整備するものとする。
- ・作業領域については、ワンウェイ動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までの スムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境の整備に努めるもの とする。

カ 環境負荷の低減に配慮した施設

- ・省エネルギー設備の導入を図り、環境に配慮した施設の整備に努めるものとする。
- ・臭気・防音対策など環境負荷の低減を図るものとする。

キ 次世代に負担を残さない施設

- ・施設建設用地は、市財政への負担等を考慮し、既存の市有地を前提とし、配送時間や周辺 環境等を考慮して選定するものとする。
- ・施設整備の段階から、維持管理・修繕・施設運営全般にわたり、将来的なコストの縮減に 努めるものとし、事業の手法等については、調理から配送までの業務、工事の発注方法や

将来の運営を総合的に踏まえて検討するものとする。

(6) 本事業における SDGs への対応

市は、平成27(2015)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標のうち、学校給食と密接な関係にある分野の視点をもって本事業に取り組む。本事業の実施に当たっては、事業期間を通して、学校給食の提供及び付加価値の向上を目指し、以下の内容について事業者がこれまで培ったノウハウや創意工夫あるアイデアを活かした提案を期待している。

ア 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、 目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」

児童等が、日々の生活のなかで、給食を通して食に興味を持ち、身体をつくる栄養・食材に関する知識、自国・他国の食材・食文化、食がもたらす心身の健康に関する知識を、学校給食や食育を通して学ぶ。

イ 目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

新学校給食センターの整備・運営期間における臭気や騒音等の影響を限りなく抑制する等、周辺環境に配慮した施設とし、効率的な熱源や設備機器を採用するなど、省エネルギー化を強力に推進する。

ウ 目標 11「住み続けられるまちづくりを」

学校給食や食育を通して観音寺市に愛着を持ってもらえるようきっかけづくりを行う。

エ 目標 12「つくる責任 つかう責任」

児童等が食の役割についての理解を深めるとともに、食を通して地域や食材を支える自然環境等について学ぶ機会を提供できる施設とする。

オ 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

学校給食を食べる児童等と生産者が繋がりをもち、生産者の見える化等も含め、地産地消の向上を図る。

(7) 事業の手法

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が本件施設の整備等を行い、その事業期間内において施設等の維持管理及び運営を行うものである。

(8) 事業の内容

ア 施設概要

- (7) 事業用地 観音寺市瀬戸町一丁目9の一部
- (イ) 敷地面積 約6,925 m²
- (ウ) 提供食数 1日当たり最大5,000食
- (エ) 対象学校 17校園(幼稚園1園、こども園1園、小学校10校、中学校5校)

イ 事業方式

PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本件施設を設計・建設し、本件施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理及び運営等を行う BTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和17年7月末までとする。

なお、事業期間終了日以降の本件施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業 者の意見を聴取し、市が事業期間内に決定する。

工 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (7) 施設整備業務
 - · 事前調査業務
 - · 設計業務(基本設計・実施設計)
 - 建設業務
 - · 工事監理業務
 - · 調理設備調達業務
 - · 調理備品調達業務
 - · 食器·食缶等調達業務
 - · 事務備品調達業務
 - · 配送車調達業務
 - · 近隣対応·周辺対策業務
 - 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
 - ・ 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
 - · その他これらを実施する上で必要な関連業務

※配送校の配膳室等の整備については、市が別途実施する予定である。

- (イ) 開業準備業務
 - ・ 本件施設の設備・備品等の試運転
 - ・ 開業準備期間中の本件施設の維持管理
 - ・ 従業員等の研修・各種リハーサル
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (ウ) 維持管理業務
 - · 建築物保守管理業務
 - · 建築設備保守管理業務
 - · 外構等保守管理業務
 - · 調理設備保守管理業務
 - · 各種備品保守管理等業務
 - 清掃業務
 - · 警備業務
 - · 長期修繕計画作成業務(注1)
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務
 - 注 1: 事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。事業期間終了後の 大規模修繕業務は市が行う予定であることから、事業期間終了後の長期修繕計画の 作成を行うとともに、適切な大規模修繕方法等について、適宜、市に助言を行うこ ととする。なお、ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又 は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更 新を行う修繕をいう(「建築物修繕措置判定手法((旧))建設大臣官房官庁営繕部監

修)」(平成5年版)の記述に準ずる。)。

- (エ) 運営業務
 - · 献立作成支援業務
 - · 食材検収補助業務
 - · 調理等業務
 - · 配送·回収業務
 - · 洗浄等処理業務
 - · 廃棄物処理業務
 - · 運営備品保守管理業務
 - · 配送車維持管理業務
 - · 衛生管理業務
 - · 食育支援業務
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- 食材調達業務
- 食材検収業務
- 献立作成
- 検食
- ・給食費の徴収管理
- ・ 児童等への食育業務
- ・本件施設の見学等への対応

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)に記す施設整備一時支払 金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業 者に支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。また、物価変動に基づき、見直しを行う。
- (エ)維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等で提示する。

(9) 事業の実施スケジュール (予定)

ア 優先交渉権者の決定令和5年5月イ 事業契約の締結令和5年6月

ウ 本件施設の設計・建設 事業契約締結日~令和7年7月末(約25カ月間)

エ 本件施設の引渡し 令和7年8月

オ 開業準備期間令和7年8月~令和7年8月末(約1カ月間)カ 維持管理・運営期間令和7年9月1日~令和17年7月末(約10年間)

(10)法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう (PFI 法第 2 条第 2 項)。

(1) 選定方法

市は、自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務 及び給食の運営業務等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI 事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他 公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、観音寺市ホームページ(以下「市ホームページ」と いう。)等で速やかに公表する。

(4) 提案限度額

提案限度額は、募集要項等で公表する予定である。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、高い技術力並びに事業マネジメントノウハウや効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、技術提案を重視する「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

(2) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成される「観音寺市新学校給食センターPFI事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会は、事業者提案の審査及び評価を行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール (予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

実施方針の公表	
特定事業の選定・公表	
事業者の公募及び募集要項等の公表	
募集要項等に関する説明会及び現地見学会、配送	
校見学会の申込の受付締切	
募集要項等に関する説明会及び現地見学会、配送	
校見学会の開催	
募集要項等に関する質問の受付締切	
募集要項等に関する個別対話の申込の受付締切	
募集要項等に関する質問の回答	
募集要項等に関する個別対話の実施	
参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切	
参加資格審査結果の通知	
提案書類の受付締切	
提案書類に関する事業者ヒアリング等	
優先交渉権者の決定及び公表	
基本協定の締結	
仮契約締結	
事業契約締結	

(2) 応募手続き等

本事業の募集に参加する者(以下「応募者」という。)は以下の手続き等を確認のうえ、必要な 手続きを行うこと。

ア 特定事業の選定・公表

市は、PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として 選定し、市ホームページにおいて公表する。

イ 事業者の公募及び募集要項等の公表

市は、特定事業の選定を踏まえ、募集要項、様式集、要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)及び審査基準(以下「募集要項等」という。)を交付する。募集要項等の公表以降の予定は、随時市ホームページにおいて公表する。

ウ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会、配送校見学会の開催

市は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会、配送校見学会を必要に応じて開催する。

エ 募集要項等に関する質問の受付

市は、募集要項等の内容等に関する質問を受け付ける。

オ 募集要項等に関する質問の回答

市は、募集要項等の内容等に関する質問に対する回答書を、市ホームページにおいて公表する。

カ 募集要項等に関する個別対話の実施

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、事業者を対象に個別対話を行う ことを予定している。個別対話の参加方法等は募集要項等に示す。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある ものを除き、市ホームページにおいて公表する。

キ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を市に提出し、参加資格の審査を受ける こと。

ク 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格審査結果を応募者に通知する。

ケ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明要求があった場合、これに対する回答を行う。

コ 提案書類の受付

市は、本事業に関する応募書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項において提示する。

サ 優先交渉権者の決定・公表及び事業契約の締結

市は、提出された提案書類及び提案価格による選定委員会の審査結果を経て、優先交渉権

者を決定する。優先交渉権者は、市と基本協定を締結した後、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)を観音寺市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本件施設を設計する企業(以下「設計企業」という。)、本件施設を建設する 企業(以下「建設企業」という。)、本件施設の工事監理を実施する企業(以下「工事監 理企業」という。)、本件施設を維持管理する企業(以下「維持管理企業」という。)及び 本件施設を運営する企業(以下「運営企業」という。)を含む複数の企業のグループによ り構成されるもの(以下、応募グループを構成する者を「構成員」という。)とし、応募 者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及 び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、及び運営企業は、少なく とも以下の業務を実施するものとし、以下の業務以外の業務を実施する企業は「その他 企業」とする。

- ① 設計企業:施設の設計業務
- ② 建設企業:施設の建設業務
- ③ 工事監理企業:工事監理業務
- ④ 維持管理企業:維持管理業務
- ⑤ 運営企業:調理業務、洗浄等処理業務、衛生管理業務

また、その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・搬入設置業務、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資産調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。

- イ 応募者の構成員は、以下の定義により分類される。
 - ① 代表企業:特別目的会社(以下「SPC」という。)から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し応募手続きを行う者
 - ② 構成企業: SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - ③ 協力企業: SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- ウ 構成員には必ず市内企業を含めること。なお、市内企業とは募集要項等の公表の前日に おいて、観音寺市内に本店、支店又は営業所を有する者とする。(以下、同様とする。)
- エ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。(「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。
- オ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と の事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を 支援及び協力することは可能とする。
- カ 優先交渉権者は、市との仮契約の締結までに、観音寺市内に SPC を設立し、代表企業は 出資者中最大の議決権をもつものとする。SPC は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の定 める株式会社とする。
- キ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間 において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式

については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、 譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ク 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委 任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負にかかる契 約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

なお、本事業は市が行う初の PFI 事業であり、地域経済の活性化や市内企業の育成の 観点から、地域経済の活性化を担う市内企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。したがって、市は、優先交渉権者の決定に当たって これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件 応募者の構成員は、次の参加資格要件をすべて満たしていること。

- (ア) 設計企業、建設企業、工事監理企業の構成員は、市の「令和3・4年度建設工事等指名 競争入札参加資格者名簿」に登録してあること。
- (イ) 設計企業、建設企業、工事監理企業以外の構成員は、業務範囲に応じ、市の「令和4・5年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録してあること。 なお、物品の買入れ等に係る競争入札参加資格申請は、以下のとおり随時受付を実施する。

申請期限:令和5年2月上旬(詳細は募集要項等で示す。)

申請場所:観音寺市役所

申請方法:観音寺市総務部総務課 契約係に申請する

問合せ先 (電話): 0875-23-3900

- (ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ) 参加資格審査書類の締切日において国・香川県・市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (オ) 参加資格審査書類の受付締切日から5年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号) の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者でないこと。
- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者

でないこと。(ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)

- (キ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
- (ク) 国税、地方税のいずれも滞納していない者であること。
- (ケ) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認め られるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ウ)から(キ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (コ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面 において関係がある者でないこと。
 - ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ·株式会社 長大
 - ・内藤・さきくさ法律事務所
- (サ) 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者でないこと。なお、プロポーザルの公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- イ 設計企業は次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の設計企業で共同して設計業 務を実施する場合は、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は すべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の 登録を受けていること。
- (イ) 市の「令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録していること。
- (ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 ㎡以上の公共施設(平成 24年4月以降に竣工したものに限る)の実施設計を完了した実績を有していること。
- (エ) ドライシステムの学校給食施設(学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。)又は民間調理施設の実施設計を完了した実績を有していること。
- ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務 を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、複数企業のうち少なくとも 1者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項の規定により、建築一式工事につき 特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 市の「令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録し、市内企業にあっては、令和4年度の「観音寺市建設工事指名競争入札参加資格基準第2条の等級別格付け」が建築一式工事の特A等級であり、それ以外の者にあっては建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において建築工事一式の総合評価値が1,000点以上であること。
- (ウ) 平成24年4月以降に延床面積2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。 なお、JV で施工した場合、JV の構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で 30%以上出資した者については施工実績とみなす。
- エ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事 監理業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 市の「令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格者名簿」に登録していること。
- (ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 ㎡以上の公共施設(平成 24 年 4 月以降に竣工したものに限る)の工事監理実績を有していること。

- オ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業 務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。
- (ア) 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- (イ) 市の「令和 4・5 年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録している こと。
- カ 運営企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施 する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。
- (ア) 市の「令和 4・5 年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録していること。
- (イ) 小学校又は中学校を対象とした学校給食施設の運営実績(調理・洗浄業務)を3年以上 有していること。

(3) 地域経済への配慮

構成企業又は協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の活性化を図ること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書提出締め切りの最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

(5) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、市は事業者及び事業者に選定されなかった応募者と協議のうえ、事業者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、事業者以外の提案書類については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた提案書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

市は、応募者が提出した提案書類の評価を行うため、学識経験を有する者等で構成する選定 委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書類の審査を行い、市は、選定委員会の審 査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。また、審査にあたり、応 募者に対するヒアリングを実施する予定である。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募 者(代表企業)に通知する。

イ 提案書審査

あらかじめ設定した「審査基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、順位を決定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し、得点の合計(総合評価点)が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案として選定し、以下、総合評価点の高い順に順位を決定する。なお、評価項目や評価方法は、募集要項と同時に公表予定の「審査基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「審査基準」に示す。

工 審査結果

審査結果は公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則としてリスク分担表(案)に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示す。

3 市による事業の実施状況の監視(市のモニタリング)

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、 具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書(案)に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正指示又は是正勧告等の対応を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

表 リスク分担表 (案)

○ … 主分担 △ … 従分担

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	\bigcirc	
		2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	0	
	法令変更	3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新 設・変更等		0
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		0
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	0	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	0	
	一	7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		0
		8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	\circ	
	住民対応	9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情 等		0
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題 (騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など)		0
		11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	0	
	第三者への賠償	12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた 場合		0
共通	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場 合	0	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動(※1)	0	
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提 案のスプレッド分の変動		0
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		\circ
	物価変動	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ (※2)	Δ	0
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ (※3)	\circ	
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保に係る費用		0
	本事業の中止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	\circ	
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		0
	構成員の能力不足等	22	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		0
	不可抗力	23	風水害、地震等の自然災害又は、戦争、感染症予防法に規定する感染症、火災等の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のものによる損害 (※4)	0	Δ
	応募費用	24	本事業への応募に係る費用		0
契約		25	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		0
約前	契約の未締結・遅延	26	議会の議決が得られない(※5)	Δ	Δ
刊		27	上記以外の事由による契約締結遅延等		

段階	リスクの種類	整理	July and	負担者	
		No	概要	市	事業者
	測量・調査	28	市が実施した測量、調査に関するもの	0	
		29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		0
	計画・設計・仕様変更	30	市の帰責事由により変更する場合	0	
		31	事業者の帰責事由により変更する場合		0
設 計	調査費・設計費等の 増大	32	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大し た場合	0	
		33	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増 大した場合		0
	ショックマンセス	34	市の帰責事由により遅延した場合の損害	0	
	設計の完了遅延	35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		0
		36	本件施設建設予定地の確保に関するもの	0	
	用地の確保	37	本件施設建設予定地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		0
	用地の瑕疵	38	市が公表した資料から予測可能なもの		0
		39	上記以外の土地の瑕疵	0	
	地質·地盤	40	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費 用	0	
		41	市の帰責事由によるもの	0	
	工事遅延	42	事業者の帰責事由によるもの		0
建設		工事遅延	事産処の感染者及び感染疑いの者が	建設従事者等に感染症予防法に規定する感染症の感染者及び感染疑いの者が発生し、保健所等の指示により工事を休止した場合に生じた対応費用の負担(※6)	0
	工事費増大	44	市の帰責事由によるもの	0	
		45	事業者の帰責事由によるもの		0
	要求性能未達	46	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の 部分、施工不良部分が発見された場合		0
	施設損害	47	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的 物について生じた損害、その他工事の施工に関し て生じた損害		0
	工事監理の不備	48	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具 合が発生した場合		0

C11.1764	リスクの種類	整理	概要	負担者	
段階		No		市	事業者
	運営開始の遅延	49	市の帰責事由によるもの	0	
	連呂所炉の建延	50	事業者の帰責事由によるもの		0
	事業内容の変更	51	市の帰責事由による事業内容の変更 (用途変更など)	0	
	支払遅延・不能	52	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・ 不能によるもの	0	
	要求水準未達	53	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契 約書等に定める水準に達しない場合		0
	維持管理・運営費の	54	市の帰責事由によるもの	0	
	増大	55	事業者の帰責事由によるもの		\circ
		56	市の帰責事由によるもの	0	
	施設等の損傷	57	経年劣化によるもの		0
		58	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		0
	切めて海へ書れ	59	権利行使期間内		0
	契約不適合責任	60	権利行使期間終了後	\circ	
		61	給食形態の変更等、市の事由によるもの	\circ	
		62	児童等数、教職員数の変動によるもの(※7)	\triangle	0
		63	残滓の変動		0
維	需要変動	64	本施設の従業員等に感染症予防法に規定する感染症の感染者及び感染疑いの者が発生し、保健所等の指示・方針により給食の提供を停止した場合に生じた対応費用の負担(※6)	0	0
維持管	食中毒	65	検収時における食材の異常	0	
理		66	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	0	
		67	調理、配送業務に起因する場合		0
運 営	異物混入	68	検収時における食材の異常	0	
		69	検収日と給食提供日の時間差に起因する食材の 異常	0	
		70	検収後の保存方法に起因する食材の異常		0
		71	調理過程における調理方法の不適による食材の 異常		0
		72	調理・配送における異物混入等		0
	食物アレルギー対応	73	食物アレルギーをもつ児童等の情報収集不備、アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食 材調達時の誤り	0	
		74	突発的な発症 (事前の把握が困難な食物アレルギー物質による)	0	
		75	事業者の帰責事由によるもの		0
	配送の遅延	76	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定で きない要因によるもの	0	
		77	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		0
		78	調理の遅延によるもの		0
		79	事業者の交通事故による遅延		0
		80	食材の納入遅延による遅延	0	
	運搬費増大	81	配送校の変更による運搬費の増大	0	
	~_#A A · FI / \	82	交通事情の悪化による運搬費の増大		0

段階	リスクの種類	整理	概要	負担者	
		No		市	事業者
移	性能確保	83	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		0
移管	移管手続き	84	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び SPC の清算手続きに伴うもの		0

- (※1) 基準金利が上がった場合は市負担、下がった場合は事業者負担とすることを予定している。
- (※2) 建設業務では1000 分の15 以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。
- (※3)維持管理・運営業務では規定する指標に基づき、1 ポイント以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。
- (※4) サービス対価の100分の1以下の損害は事業者が負担することを予定している。
- (※5) 事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。
- (※6) 事業者が基本的な感染防止対策を行っていなかったと考えられる場合には、市は対応費用の負担等について協議できるものとする。
- (※7) 事業期間中に一定数以上の給食数が増減する場合は、サービス購入料の見直しについて協議できるものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- (1) 事業用地 観音寺市瀬戸町一丁目9の一部 (用地の詳細については募集要項等にて示す)
- (2) 用途地域 準工業地域
- (3) 建ペい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約6,925 m²

2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。詳細は、要求水準書に記載する。

区分区域		諸室等
給	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、肉・魚・卵下処理室、野菜 下処理室、冷蔵庫(室)・冷凍庫、米庫、洗米室、食油庫、廃棄物庫、汚 染区域用器具洗浄室(検収・下処理ゾーン)、食品庫・調味料庫、計量室、 物品倉庫 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、汚染食器洗浄室(洗浄ゾーン)、残渣室、回収風除室、物品倉庫 等
食エリア	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 炊飯室、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸し物室、アレルギー対応食調理室、和え物準備室、和え物室、果物等処理室 等 [洗浄ゾーン] 非汚染区域用器具洗浄室 [配送・コンテナプールゾーン] コンテナ室、配送風除室 等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、休憩室(男女)、調理従事者更 衣室(男女)、洗濯・乾燥室、配送員用控え室、調理従事者用便所、倉庫 等
	市専用部分	市職員用事務室、市職員用玄関、書庫、倉庫、市職員用更衣室、市職員用便所等
一般エリア	共用部分	調理研修室、会議室兼研修室、見学者通路、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口、エレベーター(人用・給食用) 等 ※会議室は一般外部者が入ることも想定する。
<u> </u>	事業者 専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、書庫、倉庫、事業者用更衣室、給 湯室、事業者用便所、等
付帯施設		機械室・電気室・ボイラー室、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽、除害施設、ゴミステーション、バス停等

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するもの

とし、協議が整わない場合は、事業契約書(案)に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正指示又は是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知を することにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議(直接協定)

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書(案)に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和4年11月市議会臨時会に提出し、可決された。そして、事業契約の締結に関する議案を令和5年6月市議会定例会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署:観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

所在地 : 〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目 1 番 215 号

メールアドレス: kyuushoku@city.kanonji.lg.jp

電話 : 0875-57-6660